

## 堺市とイオン株式会社との包括連携協定

堺市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と堺市内における地域の一層の活性化に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域の暮らしの安全・安心、災害対策に関すること
- （2）歴史的文化の継承と観光情報及び観光振興に関すること
- （3）「百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産」登録に関すること
- （4）環境・低炭素社会構築に関すること
- （5）子育て支援、高齢者支援、障がい者支援、健康増進に関すること
- （6）地域産業の活性化連携に関すること
- （7）堺WAONカードの活用に関すること
- （8）その他、地域活性化や住民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙（乙の指定する乙の関係会社を含む）は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 第1項各号に定める事項を推進するにあたっては、甲及び乙は関係する市内各地域との連携が図られるよう努めるものとする。

4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。その場合、原則として、当該関係会社を当事者に加える契約により、各当事者の責任範囲を定めるものとする。

### （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月13日

甲 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市 市長 竹山修身

乙 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社

代表執行役社長 岡田元也